

塘報錄外編

卷六

和書門			
三	一	四	二
二	二	三	四
二	一	四	二
二	一	四	二
冊	架	函	號

內閣文庫			
一	五	一	函
二	二	四	二
四	一	四	冊
四	一	四	架
冊	架	函	號

內閣文庫			
番號	和	31424	
冊數	21 (11)		
函號	151	15	

大久保三平 著 外編 卷六



一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

辛亥八月

把愛雜記

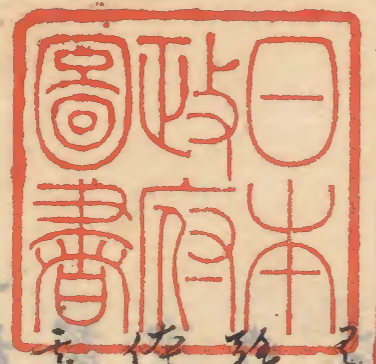
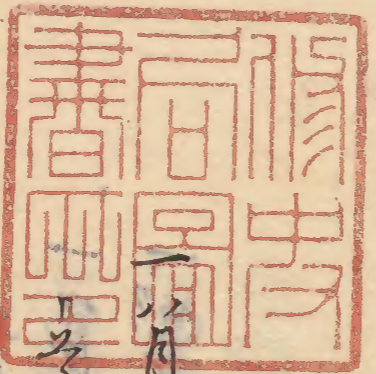
卷二



丹波縣 縣公 長 敬 入 出 紙 奉 行 七 條 下 共 五 十 三 條

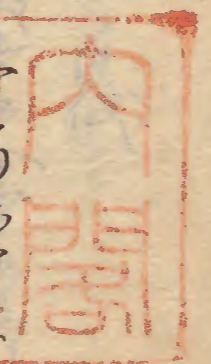
丹波縣 縣公 長 敬 入 出 紙 奉 行 七 條 下 共 五 十 三 條

卷一



長洲藩 藩主 長 敬 入 出 紙 奉 行 七 條 下 共 五 十 三 條

一月十七日 申 令 津 國 所 備 所 請 所 之 旨 奉 事 亦 奉 內 務 省 信
一 奉 事 之 旨 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信



一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信
一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信
一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信

一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信
一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信
一 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信 奉 事 亦 奉 內 務 省 信

石部様并之至部平澄、其来下高き、各、
志、心、力、を、尽、し、
皇國、
行、
あ、

七月、
京都、
將、
出、
か、

八月十八日亥半刻、
弟、
御、
慮、
衣、
思、
御、
仰、
慮、
行、

行出

八月十九日禁中諸藩・御沙汰

何者精意多し大儀

思ふに及ぶは諸藩中令其為法神と道考ありし

但諸藩皆切多し人好福考より令交代内給信可仕也

八月廿日 將軍家より御沙汰

克六月十九日攘夷功果之儀に都合し決りしに

業専門也 御沙汰に後考を多し内考に不中し

松平武部大輔忠房に便伺

天氣登京御前件御沙汰 行出令旨因循打過あり

儀被

思召に迅速掃蕩に成功為幸

御沙汰之事

同日在京諸藩・御沙汰

令取 行幸御沙汰 行出より月於攘夷功果に

成功に依り勤多し諸藩に功考多し交還迅速に

弟より

敬之通致為

仰事

八月廿日能州及上京近方官軍より向方

將軍家攘夷成功有喜、決意引合、
幕府、好吏市律伐、
御親征、

八月廿二日

松平公、
竹野、

谷口

之、
御、

一 古和路

勅命、
古和路、
古和路、

騎馬千人計 市田原より大船にて江戸に掛渡りて約三三
程に回路経來りぬ 是等事は 且外野に荒れ亦不政専ら
其の如く 予等大會佛の邊より出陣し 越前守とし 爲り揚別安志
山等家等と甲田守用との五人を 予等もあつて 越前守に
一 三月十日出陣

八月十三日江戸表内邊

在行方石の上より 望
城於 柳舟乃
柳目見 上意
是は浪港に信懸れ 行方一掃の 則兵端 爲り 予等
...

奉る方 皇國の存るを 拒絶無道なれば

予等一掃敵軍 向列なる 上意を 越前守 爲り 信分
此類浪々 浪港に 出陣し 以て 演進を 爲り 予等
公に 奉る書

浪港に 兵法判りぬ 皇國 戦争 あり 一掃 あり 予等
此類 浪々 表に 出陣 皇國 存る 爲り 予等 浪
浪港 如き 予等 海軍 あり 皇國 存る 爲り 予等

八月十七日 傳書 予等 皇國 存る 爲り 予等
...

此等 奉る 書 竹分 予等 大船 浪港 浪々 爲り 予等

如平 備 あり 守

尚沙法之

禁廷下之御達

去事始年遠

[Faint handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side]

〇 物部大和強部

五條代官
鈴木海内

長谷川盛助

里次義他

市打和彦部

恒川彦彦部

此若直事遠

勅之幕府之達言之受

也下有志之者之押付

朝廷之幕府之御達之為行言年之恩義之

一鳴則聞之事

天恩を忘るべし

皇國の厚くは弟枝一而承事公不并且聚斂の節
一に政罪科市大依く加謀賊也

多し

公亦肆一に極極事あり寺に増ふ

正身洋流之役

皇國の厚くは弟枝一而承事公不并且聚斂の節

宸襟を土地人氏に新法古者耳に石種目公瞻元直

藩屏之守の節理忘却一却ら通

勅に呼那、公一過弟枝一術中、臨りあられ

皇國の厚くは弟枝一而承事公不并且聚斂の節

天恩を忘るべし

行幸

神武帝山清志るはつる

一に政罪科市大依く加謀賊也

天朝の君也弟枝一而承事公不并且聚斂の節

皇國の厚くは弟枝一而承事公不并且聚斂の節

公亦肆一に極極事あり寺に増ふ

文久三年八月

方和國中諸大名土人ノ事

山ノ事
方和國中
諸大名土人ノ事

一 皇祖方和之地を以て善美物を生じ給ひて
皇統于之地方物を總制し給ふ事也凡そ
皇帝于之地を大宰王に賜ひて一
里商賈子多し神
祖や祖土神や皇祖也凡そ賜ひ給ふ事也乃志孝
多し賜ひ給ふ事也土地人民之家其地を治る事也
凡そ賜ひ給ふ事也皇祖之君也凡そ賜ひ給ふ事也
天朝ノ文ノ宣明也凡そ賜ひ給ふ事也
皇祖ノ事也凡そ賜ひ給ふ事也
天恩ノ報ひ給ふ事也
皇祖ノ事也凡そ賜ひ給ふ事也

文ノ事也

中山家ノ事

一 此方尚表者由て皇言を以て神事と爲す事也
凡そ賜ひ給ふ事也皇祖之君也凡そ賜ひ給ふ事也
天朝ノ文ノ宣明也凡そ賜ひ給ふ事也
皇祖ノ事也凡そ賜ひ給ふ事也
天恩ノ報ひ給ふ事也
皇祖ノ事也凡そ賜ひ給ふ事也

八月十九日 大坂 御前 御出 御出 御出 御出

右之通御中 御出 御出 御出 御出

一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上
一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上
一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上

一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上
一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上
一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上 一 十ヶ五条上

一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上
一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上
一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上

一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上
一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上
一 五条上 一 五条上 一 五条上 一 五条上

此の古き園に押梅の系をいふ方とありしに別路と云ふ
は生の上よりいふは別路と云ふは一様と云ふ

一五条表陸部一件 飛舟の今五條外押の吉野郡十津川

一四内天の川に過る中流に折れ此の川に別路と云ふは別路と云ふは
五條表に接し十津川の川に別路と云ふは別路と云ふは

一九月の別路の折れと云ふは別路と云ふは別路と云ふは

中下流に五條人計の別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは
別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは
別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは



一五條表に別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

大野表市中兼、信長所遺通方左通と云ふ

志山寺遺守

一柳包と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは別路と云ふは

織田掃部守

大野表市中兼、信長所遺通方左通と云ふ

よのへ西上切大縄 諸君の御覧に候へば 此の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

本邦の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

一 五条の二丁目南少幡町 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

一 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

板名用防字教の流の御覧に候へば

文武御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

七月

諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば 諸君の御覧に候へば

寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 南朝の山部伏見寺の寺子十三才の時侯 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 十九日中山殿方分針の寺人寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

一 一羽札所札所 寺川場と方分針 寺川場と方分針 寺川場と方分針

八月廿日

大垣表報記 八日廿六日

一 中城代平侯長柄重都より中城へ文を相氣し、作立し
 中城より文を以て重都へ送る候事、其由余より重都へ文を
 送り、而も細末平侯重都より余へ文を送り、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、
 一 此の度、余より余より文を送る候事、其由余より重都へ
 文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、
 一 此の度、余より余より文を送る候事、其由余より重都へ
 文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、

引申付申候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、

一 當の度、余より余より文を送る候事、其由余より重都へ
 文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、
 一 此の度、余より余より文を送る候事、其由余より重都へ
 文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、
 一 此の度、余より余より文を送る候事、其由余より重都へ
 文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、其由余より
 重都へ文を送る候事、其由余より重都へ文を送る候事、

將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...
 一 將軍... 將軍...

將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...
 將軍... 將軍...

此者礼送之儀を以て其の十の味爽の節に云

空照の節に云く其の意を以て

玉體の節に云く其の意を以て

此者礼送之儀を以て其の十の味爽の節に云

空照の節に云く其の意を以て

玉體の節に云く其の意を以て

此者礼送之儀を以て其の十の味爽の節に云

空照の節に云く其の意を以て

玉體の節に云く其の意を以て

此者礼送之儀を以て其の十の味爽の節に云

空照の節に云く其の意を以て

玉體の節に云く其の意を以て

此者礼送之儀を以て其の十の味爽の節に云

空照の節に云く其の意を以て

玉體の節に云く其の意を以て

去北修慶博覧と武蔵等外無其事と云ふは如何なる
事かと尋ねるに據りて其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は

一 前古志神の旨に于て其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は
其旨に入事にして其旨を述べしむるに其旨は

一 越をいふは其無助をいふ一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 萬をいふは其無助をいふ一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 録未持血命一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 怪物一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 七列一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 絶列様一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 川波振替一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 表報一 其無助をいふは其無助をいふ一
一 漢振替一 其無助をいふは其無助をいふ一

一 表報一 正親町様より追取られたるものなり
一 漢振替一 正親町様より追取られたるものなり
一 表報一 正親町様より追取られたるものなり
一 漢振替一 正親町様より追取られたるものなり
一 表報一 正親町様より追取られたるものなり
一 漢振替一 正親町様より追取られたるものなり
一 表報一 正親町様より追取られたるものなり
一 漢振替一 正親町様より追取られたるものなり
一 表報一 正親町様より追取られたるものなり
一 漢振替一 正親町様より追取られたるものなり

邊凶暴然力能... 人之力落... 朝廷遣... 紳人若怒... 亥六月廿日... 義勇軍... 士

一... 國寺... 高津... 亥六月廿日... 義勇軍... 士

亥六月廿日... 義勇軍... 士... 亥六月廿日... 義勇軍... 士

○

一... 朝... 亥六月廿日... 義勇軍... 士

亥六月廿日... 義勇軍... 士... 亥六月廿日... 義勇軍... 士

中...
内...
尺...
更...
事...
少...
人...
七...
院...
皆...

遊...
出...
經...
多...
一...
前...
脚...
と...
夢...
前...

一

一、此段内國語、彼、多、勅、以、出、治、其、事、以、事、地、經、勅、為、
 一、此、出、路、之、方、以、列、之、治、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
 一、川、谷、に、念、を、入、す、事、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
 一、為、務、に、子、孫、を、傳、へ、地、を、事、以前、に、坂、寄、志、在、國、列、治、を、
 一、出、治、の、中、に、住、む、得、道、を、事、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
 一、一、日、出、治、を、出、治、を、多、務、に、一、日、に、事、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
 一、を、以、て、治、を、治、を、治、を、治、を、治、を、治、を、治、を、治、を、
 一、此、段、其、事、より、轉、身、事、を、回、文、之、言、
 一、方、今、事、體、益、及、切、迫、存、る、公、武、ら、仰、言、節、を、御、在、付、
 一、太、守、柳、早、く、お、出、上、来、知、備、兼、所、任、を、在、付、申、上、國、

一、如、意、に、事、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
 一、御、言、外、に、進、而、委、任、を、仰、言、此、段、を、さ、さ、さ、さ、
 一、治、を、向、く、事、を、お、知、せ、事、を、治、を、事、を、治、を、
 一、但、是、此、方、の、事、を、お、知、す、事、を、上、

一、此、段、之、意、地、經、勅、を、事、を、御、言、
 一、事、務、に、出、治、を、事、を、御、言、
 一、治、を、事、を、御、言、

一、此、段、其、事、を、御、言、
 一、御、言、外、に、進、而、委、任、を、仰、言、
 一、治、を、向、く、事、を、お、知、せ、事、を、治、を、事、を、治、を、

一 信濃に在りし方延平ノ倭者ニ集居シテ先人ノ所創
ノ城ヲ修メ柳原ト云テ其ノ一ノ村ヲ以テ其ノ城ヲ云フ也
昨村ノ村九ツ村分節所也 其ノ村九ツ村分節所也
其ノ城ノ方今細川氏ノ所領也
三條ノ細川氏ノ叔父ノ也

一 川原ノ數郡縣表ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也

一 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
又其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也

○此ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也

一 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也
其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也 其ノ地ノ名ハ如左ノ如ク也

一、...
 一、...
 一、...
 一、...
 一、...
 一、...
 一、...

文久癸亥七月廿三日會津侯

馬揃

御覽之圖

是日雨天、有申刻頃小雨、身微有之
 夜中炬火亥刻過終
 甲胃、三、馳驅尤軍陣出之、懷不許
 拜見

女院

南

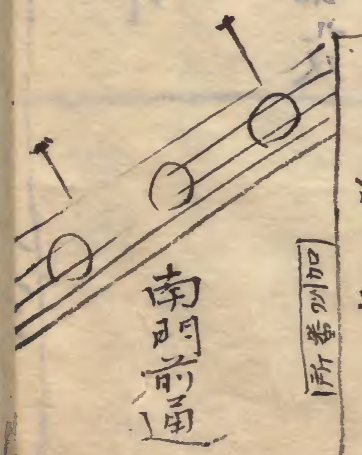
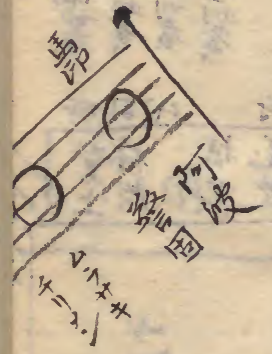
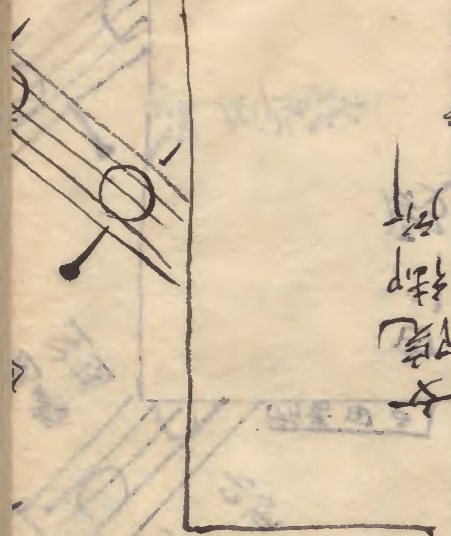
會津

花島北門ヨリ操出シ
 南門前ニテシナイ
 唐門前ヲ北上平
 門前ヲ豫ケテソリ
 南上馳ケテ
 御覽ニ入ル

花島

所卷別加

南門前

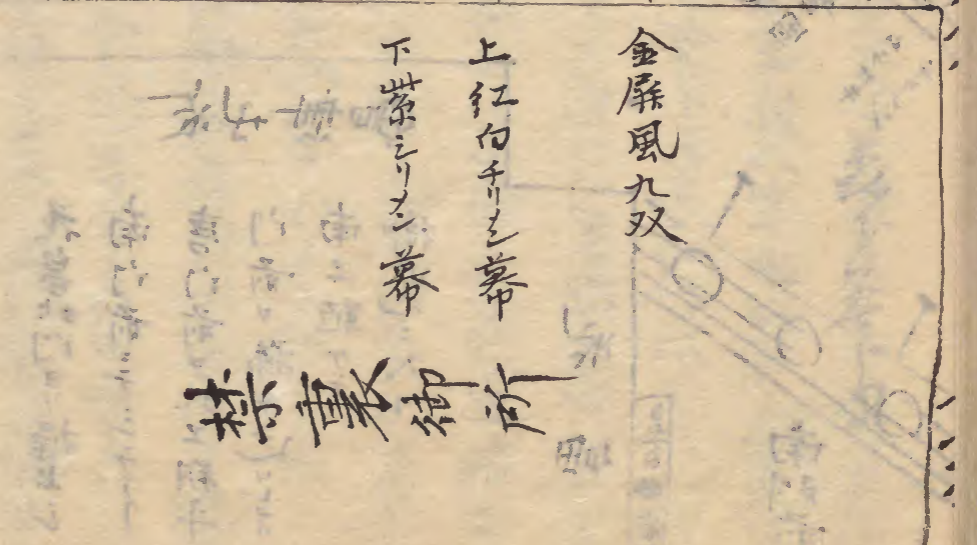
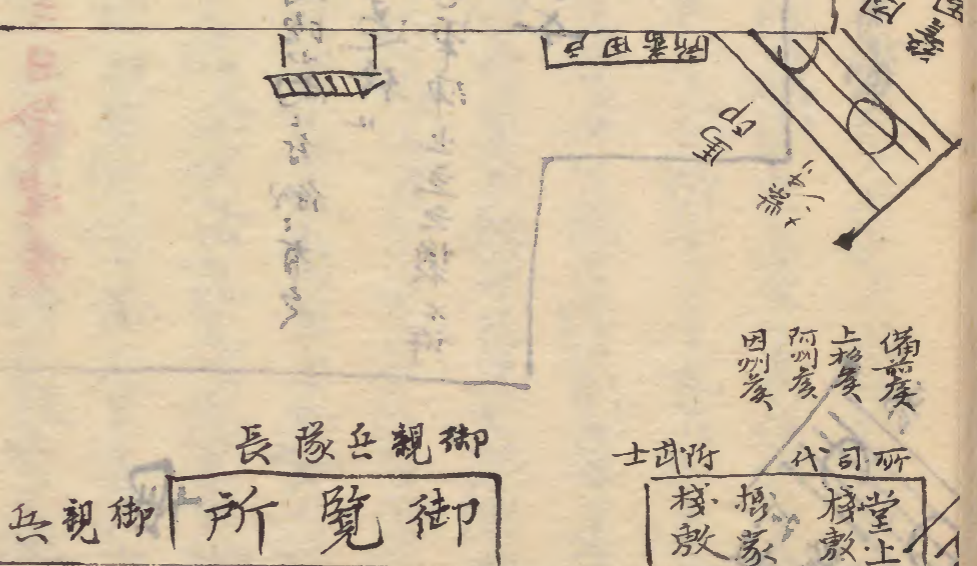
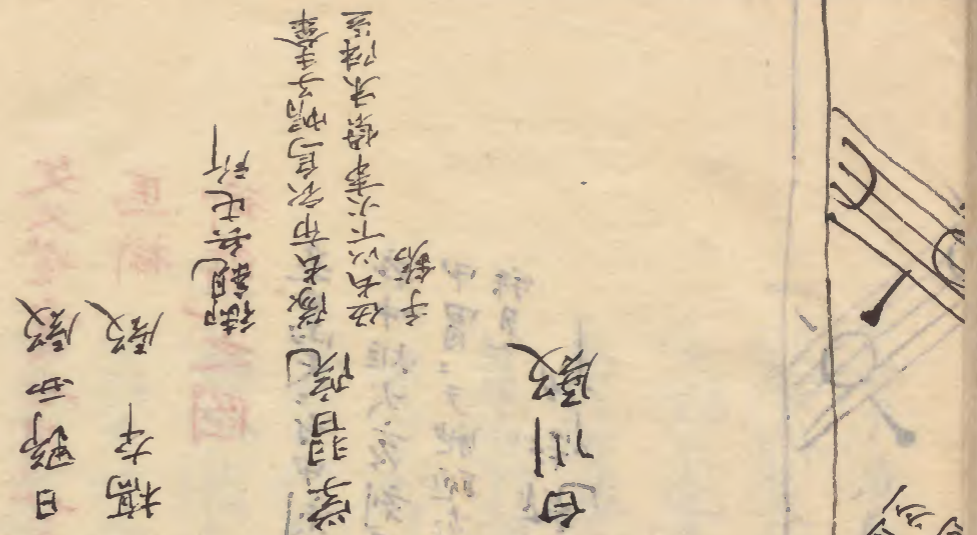
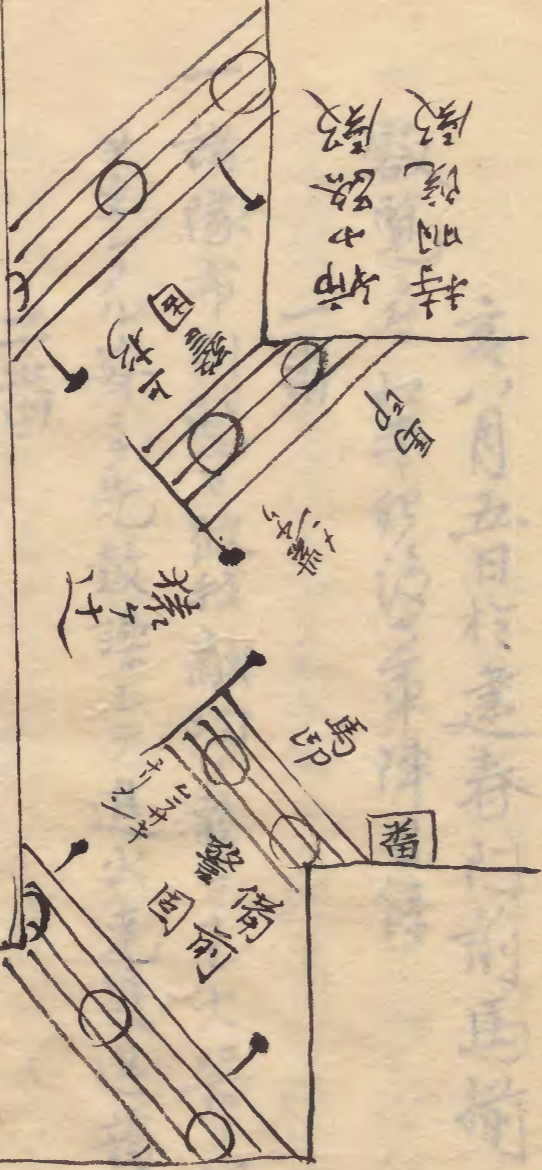


飛鳥井殿

女候... 出... 形... 書... 光...

有柳三宮

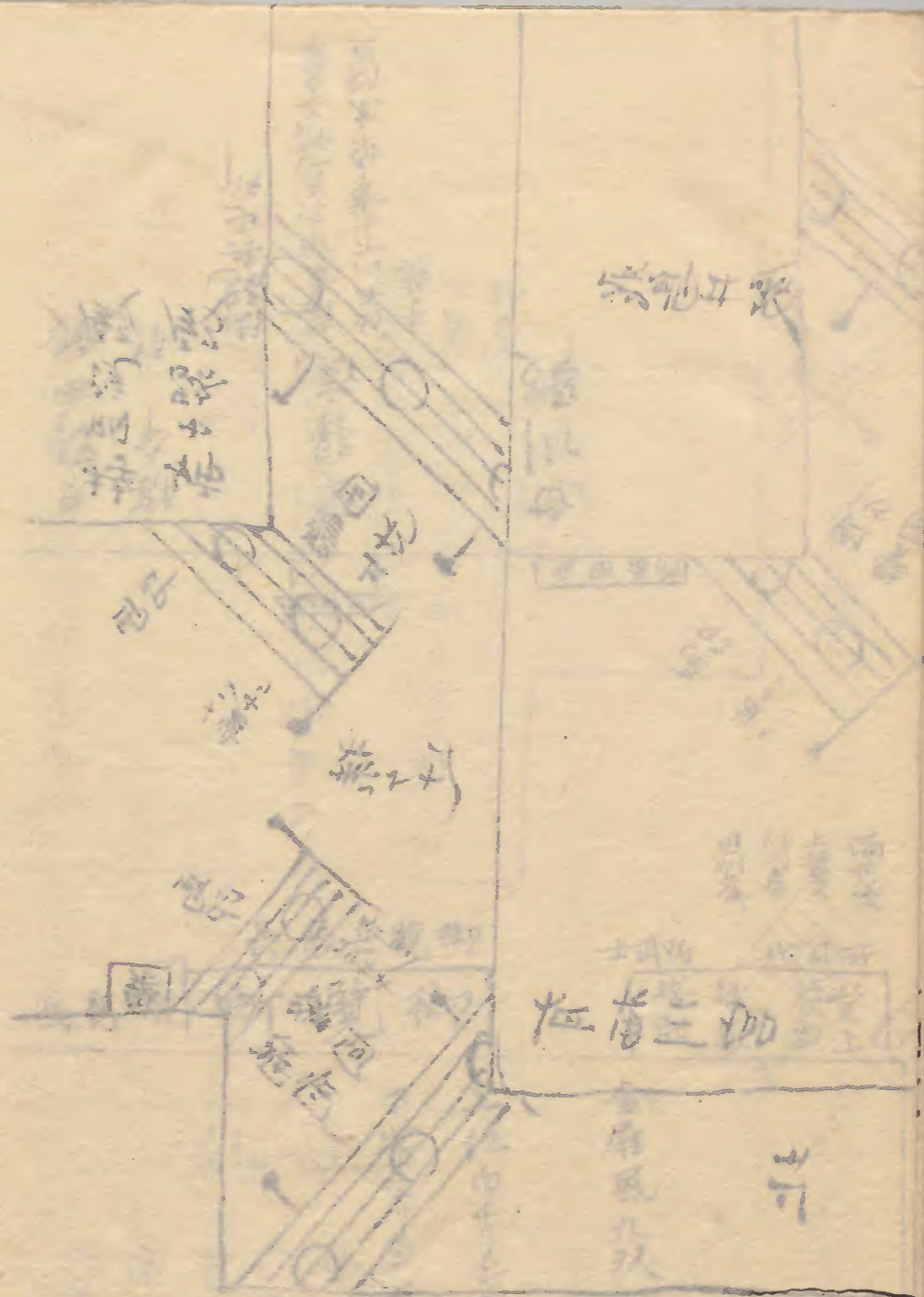
北



白川殿
御親兵隊長
御覽所
御親兵隊長

御親兵隊長
御覽所
御親兵隊長

御親兵隊長
御覽所
御親兵隊長



亥月五日於建春門前馬揃

一 觀覽身和年紀及軍陣目錄

一番

一 諸隊布列整と彼我敵均ノ勢ヲナシ大器ヲ闘ハシメ彼ノ虚ヲ生シタル姿ニテ先敵諜ニテ進出克捷進護ノ形ヲナス

二番

一 斥候ヲ出シ彼ノ情形虚實観察シ賊ノ虚ヲ本隊へ通諭ニ相圖馬ヲ乘ル先鋒其機ヲ乘シ敵諜ニテ進ミ勝負ヲ決セントスル頃彼強クニテ敗走セス左右角勢ヲ張り進テ此ヲ助ク又利ヲ失フ中自ラ進テ無二ノ勝蹟ヲ決ス

是之後元諸隊旗之進敵之向也俱進元中軍ヲ援テ
三軍ノ極勢彼ノ徹之賊利ヲ失ヒ奔敗不進擊ノ形ヲ
十之退陣之由也

松平肥後守八面

二卷

一 松平肥後守八面

一卷

松平肥後守八面

谷口来書雜說

亥九月十六日著
八月十三日書

一 監察使東園教四條教修例

四條教ノ下之而得京在園教ノ今朝也 天保山賞分ノ上段

一 九条教之段

五氣向の事如自國海岸より趣

御所の事下ノ事出た

江表の事

三ノ部出た

三ノ部出た

一 小松柳屋之

一 内郡は為来年より上京河内を治す事勢候に申付候事
南河内は上京河内より北に在りて南河内より西に在り

一 伊豆河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
佐井河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 去後河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内
河内河内は河内と云ふ事候に付合共河内郡に列置し其後河内

一 刃立後、自刺し、自決す。本主信守、領民高し、鋭く引搦り、宗
 七、いかに、大少を、賜挾ひ、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 樹上、宗氏、膏血を、謀り、運上、所、請り、而、止、後、信守、
 賊使、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 去る、あか、と、得、方、その、回、也、いかに、いかに、いかに、いかに、
 爲、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 賊者、也、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

八月

右内山朝園、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

先、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

江戸表所、月、廻状

大目付

御弟拒絶、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 仰上、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
 是、追、下、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

御國成り物々分此夜列紙之通海陸由内掛紙
仰付各法向由得き之由或備在更張亦事取厚あはれ
諸事一際知願有る所を以

左様申、あはれ御

七月海

海陸由内掛

水師和泉守

稻筆長部少輔

大目付 松平對馬守

川勝丹波守

左様所之札掛札
当者内ハ傍義五郎之朝敵松平甚欲堂上之益と交易致
國家之出方多ク内通一寄者多ク條々奸計相助
条不届之玉子加天誅就上於令集者多ク越前守中
宿之者其後回報之者寄者控去條々多ク為其後回報之如

内目付

池田修印

杉浦正一印

設樂岩部

佐米修輔

言ノ下ノ... 下ノ礼 右ノ偶... 入世... 弟... 月... 廿七... 八月... 小... 勅... 八月... 安福...

八月... 小... 勅... 八月... 安福...

八月... 小... 勅... 八月... 安福...

八月三日... 安福...

右ノ若... 財... 支... 時... 今...

古... 考...

古... 考...

依并右京亮

京了追々容易形勢を而用之等々在る為速上
京府 少少決之

七月廿五日
右京右京亮

- 一 加判久為米の以評幾也加判以京右京亮寺之為米根教之敬
少備受之
- 一 七月廿五日 右京右京亮
- 一 七月廿五日 右京右京亮
- 一 七月廿五日 右京右京亮
- 一 七月廿五日 右京右京亮

一 八月朔日案 内 秘案右京亮 河部主計院

松平伊勢守

多部若穂守 内 河部主計院

河部主計院 八月五日 河部主計院

八月五日 河部主計院 武高西橋

一 殿覽有之

秘案右京亮

一 七月廿五日 河部主計院 上京 河部主計院 自國海岸自尚
 教者加差國且初人之身而假教之与也
 思台多如賜少暇与也用一節也台多子之与上京

西沙法より西に流るる河は、大抵、西に流るる河に比し、

西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

一 舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

會所引入りて

一 舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

東洞院 野上

南の四条 二条上

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

一 舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

一 舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

一 舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

舟より西に流るる河に比し、西に流るる河に比し、

一 四七條河原多勢多長河津路軍兵井筒倉戸初より皆く
一日の晩大座敷に焚火

奸商の商財諸道具を焚火に破る者多し天命

可作也

一 千子之院落屋所一室を下七軒屋系東方浪士多勢多

車を引る者打放し屋敷抱屋お未打放し焚火

四町之院焚火中抱屋お未焚火之所焚火打破し但

町内之院焚火書之何れ片打放し及東方打放し

土蔵焚火のり西院之者焚火のり西院焚火のり

名付由屋のり浪士の集焚火のり

一 五子之院焚火し南初より鐘打しる所日暮大後
南打放し出役しる四方をの圍成る迄のり由所
右流のり津屋焚火記諸連年しる所右七軒屋系
過す焚火のり交易のり

一 五子之院焚火のり正系出所人田中雄平自殺一件

何れ道差地所焚火のり如日暮のり今ん焚火

出所調中名の白お母のり道右のり和す仰付焚火のり

出所街のり仰付川のり善信急速肝要

出所街のり和す免力何れ和す仰付焚火のり

和す仰付のり和す免力何れ和す仰付焚火のり

一 某行と交り止りて...
 一 右身八月日...
 一 八月廿日...
 一 八月廿日...

一 於抄ありて...
 一 八月廿日...
 一 右廻状...
 一 八月廿日...

日中門前...
 天野...
 川水...
 富...

一 松井中務

此考於来

風調雨順 眠食了了 門主を依りて可報

皇恩之重即為毒戒和平春物但之其妙計未始

刻人民之膏血之屬強奪之者不立之地亦

依之加天誅者也

...

...

...

一 近の勅使申下向

藤原

万甲少監殿

小倉

錦少監殿

一 当月新方古より紙園より撰具りて所を任生く在留候

忠浪士の持たる身は出ずる所を克くして生計を立派に

かたお撰り興りてを子細也法人見物に年取りては礼を

京極依延守

一 方々追々不容易時勢を用いし像は在る急速上

京より

一 凡そ抑止向方居る所

一 依後象儀の筆勅先之九色表多船之島の島
中々受りし凡邦の島子後正川曰九の多船曰十の網
干表の著船望十二の著望の山寄街道の移乃と云々表以
一 爲

一 互氣出向の上合と受先の島傳考中宮物より以
初控別紙と通船象の仰依の山寄街道の移乃と云々表以

一 中々
六月廿日
家子電報

一 仰依の山寄街道の移乃と云々表以

一 勅

今夜の豫弟

御祈禱大和國 行幸

御武帝山陽春日社等

御親征軍儀の御上

神宮 行幸の事

八月十日

一 京師の事

然今勅の 御祈九の島外計家方内國の外今通用
出幸の旨に甲冑出陣の儀を御方退難の旨に御方

おのりしし何れ九折寺院志奇今證きしるべき
先よ新抄の改訂中より上りしりし本は

一 小抄中よりしりし本は

禁制所所證勅之条内々業部中より所中板本迄抄平
書之概より同く多き事務言とせ

所所も言る所用をいおうを吹さぬ
我衛と云大右方徳向儀是道中具足研面言事
清地跡及多し地也其言物中候給事去所中
證勅是令と云事治りよ事案と云衛事
一 一りしりし

一 今抄より 所所古證勅より何れは

京師と云る人計入込り者

所所候所より言事追々水部よりなるも

一りしりし

一 今抄より 所所忠業地内より大筒御子提言無今

可一勢之徳者一りしりし今候八行

所所様より出之通事尚方候

忠業衛と云る事人 所所業地内

陣しりし陣幕張り誦しりし

流を傳りし流地火儀

軍使とて一... 諸士と馬と教... 諸方名
子馬上等... 物を押... 諸地但... 諸但... 諸塗
柄と... 諸地... 諸無... 諸衛... 諸退
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
可... 諸地...

一... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...

中... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...

京...

諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...
諸地... 諸地... 諸地... 諸地... 諸地...

之在後漢之世滿之微獨有之如會中主之乃其後漢之
向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
內中川京九條殿之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之

其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之
其之法排也其後漢之向人數同白飯之等之其會中主之乃其後漢之

日本書紀卷之八 天智天皇 天皇二十一年
 丙申秋八月七日 天皇幸高麗國
 外西之州 城有倭人 居其所 天皇命
 高麗王 相阿多利 向天皇言 高麗國
 王 相阿多利 引押之 向天皇言 高麗國
 王 相阿多利 引押之 向天皇言 高麗國
 王 相阿多利 引押之 向天皇言 高麗國
 王 相阿多利 引押之 向天皇言 高麗國
 王 相阿多利 引押之 向天皇言 高麗國

天皇幸高麗國

或說

一此般
 禁帝方和 行幸

神武皇帝 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武
 德而神武 德而神武 德而神武 德而神武

御所より出以書行

事承信之通

處直上攘弟 仰親征之期未及到本為何也

仰親征の期未及に付 仰祈於古和國 行幸を為さる

敷直之旨 仰祈於古和國軍儀

仰親征様方今をとりあへ過す 行幸於古和國軍儀

の旨を屢進する 言上候 敷直之旨を容易次第 思召

依之申調の旨を止案内為 押方案上秘測且暴備は行幸

推案より及仰親征の旨に因被 仰祈於古和國軍儀

正滋候旨より疎暴備の旨より及仰親征の旨に因被

場行國に 仰祈於古和國軍儀 仰祈於古和國軍儀

宗老上人 仰祈於古和國軍儀

親成の旨に被 思召方より行幸上早連御京森長門宰相

奉り承仰候旨

八月

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

一目

...

...

此引引終中倍与波上事多却海防勢と初日人後物
と云ふ事多し後波と事多し倍と

仰年事多し余亦多し時物と多務と名聞後波と事多し
右と起事之既原と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し

右と起事多し中一統不事達と事多し倍と事多し倍と事多し

宣元月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

右後内室番柳出但与力回中事多し倍と事多し倍と事多し

源漢と倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し

前大内之取日事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し

帝却也倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し

事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し
事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し倍と事多し

高麗の神武天皇の御代に天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに

敗れし高麗を治めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに
あはれ人々を國に居住めしむるに天孫降臨して高麗を治めしむるに

功業の殿ふりし事軍・生命を抛き無事なる事を志す
ては必ずしも天の改命を期せず運命を任ずる命に
しては是れも一人の權を以て改めしむる命に命
を以てしる命に命を以て改めしむる命に命を
以てしる命に命を以て改めしむる命に命を
以てしる命に命を以て改めしむる命に命を
以てしる命に命を以て改めしむる命に命を
以てしる命に命を以て改めしむる命に命を
以てしる命に命を以て改めしむる命に命を

義を究むれば也て諺也

一

水戸の中納言殿を封國を志す結果と云ふ事遠志を述べて
も名義とすれども先年未だ未だにわが朝に治國の
に事立しと伊豆間詔を乞ふれし今攘夷の四方の事あり
然るに又も是れを攘夷と云ふものなり知るに表裏の人の
るものともし何人の持巻たりや至り至相に道徳を重んずる言ふ
は是れ道徳の道に不足を知る切天下に及ぶ義あり況乎
其儒士汝國を歸すに攘夷を志すもの二派別して國政乱る
又西國の法度攘夷を志すもの若くは儒士汝國を歸すに攘
一層と云ふに其形勢を以て各國・由國就勝利なりと云ふ事

我邦の古事蹟を尋ずるの難きを考ゆ一々天珠の如く
 希有のは個人を待たざるの秘宝を希有の
 古物神形の中創業し一々一方も手思及らざるものありし
 徳自ら有すと稱すは古くより考す言に言するも一々
 御者商らるる希有の如く此の秘寶も亦一々
 希有言する不同の如くねんたる見よと云ふ言はれし
 物を尋るし一々その言を余の傍に尋るる事不
 則余欲する其
 御の何と云ふ也 皇國の似ひ是れ則ち余欲する其
 尤も其如し一々日本刀を採するに非ざる也

元五月

皇國の似ひ是れ則ち余欲する其
尤も其如し一々日本刀を採するに非ざる也

此の左頁には非常に浅く、ほとんど不可読の文字が墨で書かれています。



此の部は、... (faint handwritten text on the right page)

横濱表 中城信書状寫

徳川先使。六月十日。早討。以是船十艘。
中入。陸仕足。と此。陸く。風。吹。極。く。美。南。の。浪。高。
一。英。吉。利。佛。崇。重。下。レ。タリ。ニ。テ。是。夜。集。法。北。板。舟。船。
九。十。六。名。友。と。反。沙。法。法。信。信。以。亦。成。成。我。実。各。
お。方。の。事。何。事。も。亦。故。始。り。し。申。合。し。同。
此。能。仕。信。家。事。夫。人。所。為。合。法。以。是。物。物。其。丈。多。法。
乃。是。其。報。復。也。心。の。事。也。是。書。下。以。是。信。抄。下。入。

若好私接... 持... 女... 英吉利... 切... 多... 古... 切... 多... 古... 切... 多... 古...
若好私接... 持... 女... 英吉利... 切... 多... 古... 切... 多... 古...
若好私接... 持... 女... 英吉利... 切... 多... 古... 切... 多... 古...

己月廿

神奈川海軍

英吉利軍艦

俗・招城海軍云

フレガート

七年半官庫

大砲五挺

陸軍

百人

海軍

百人

法租

ホルヘト

七年半官庫

大砲十挺 下口挺 七挺 百人

ターフ 百挺 由口挺 大砲五挺

コレホルヘト 租法大砲五挺 自由

御タヨシ

一 英國八人 返 英 海軍 一 砲 及 官 庫

返 英 海軍 一 砲 及 官 庫 由 佛 蘭 西 人

返 英 海軍 一 砲 及 官 庫 由 佛 蘭 西 人

返 英 海軍 一 砲 及 官 庫 由 佛 蘭 西 人

左保造乃命方より出立本始り申出

亞墨利加國にストル

シシテントアキセルレシ—ロベルトア
ラライレ

以書翰に入付御英國政府より申出候事
閣下公使より申出候事
尤も書翰に右の附々二十の字に記す
品今場の一急速に四披手紙及手紙を送

古人半至市に純多と評し傳約面の上
括り悲物と為り是と評し原書に反
交成身右の記述に才了所用旋形
委細に外國事以村垣法語書行申事
一にて申入志むる事保津桑河より出括
平心不存保津桑河

文久三年三月

松平忠之丞

井上河内守

佛蘭西人亞聖利加人書稿

佛蘭西人全檢レニストル

正キセルレシシートセシテベレクル

以書稿中ハ我若威中東福寺及ハ生妻村
於之教書有之正ニ来リ英國公使ハ此種全
手印ノ家あり之夫ノ手紙を我に呈セシ交
信ハ向家紙寫ノ通中ハ今年ノ夏第一右取
石取元ノ有之此等ハ至交際ノ物ハ書寫

半ノ了然ノ深ク心痛シト云フ事ヲ我
乃及一テ在毎ノ此事ハ情ノ後ハ托テ政府
為之存其持ニ同職中ニ上ニ去リ居候ニ我
有之重立英國公使ノ了然ノ誘道河ノ之我
之接信求リ由取打ノ内旋打ノ事ハ必要
公使ノ石取取是又口取取ノ重立ノ人ハ我
亦合有之事ノ反中ハ是レノ事ハ峰等亦也
正ニ佛蘭西人

文久三年六月四日

松平定房

花押

井上河内

花押

亞墨利加

レレテンエキセルレシシーロベルトエツダ

ライン

同文云 佛王公使 敬告

總利右泥亞

レヤルタフヘト兼コレユルセ子テール

エキセルレシシーイレントレヨニニール

以書箱の中に入し書箱の八百六十年四月

附申す十四号の書箱の取次とす

為速るの別便とす 大君殿下 福富

我司藏書とす 大君殿下 子守

我司も 言書とす 右 我司法律

おのり
Mitsumasa Kojima - Kankō Shūin

大君殿下へ後見を初免申替迄裁及ひ
申替執改義古持引評議を以て一上上
先定之令之ハ石名成変素々後高し多之
右持下申施一廻く古以少故合報を
乞申候。申中候時を不費取上申立
候下成丈相合被替入之に免弟見込迄
少日取石端自今午ハ茂古立不ハ多免候

了之候様は控申右に候口候を英國政府様
様様了之候

大君殿下へ後見 思召候申候為候候不
取敢被告申候右に候候候候候候候
此れ申上申候下候候候候候候

文久三年三月四日

松平左衛門尉
井上内膳
花押

五月

河内縣
大月

神奈川吉英國軍艦隊本城并江連
後之變先程之件及有之并進也
也之國色也且家族本也也并之
少之此常之良了也之人教之及而之
之之之也南也場合持也每也中一也

子為之也之也之也之也之也之也
乃合之也南也之人也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也
人教之也少之也之也之也之也之也
右之也之也之也之也之也之也

右之也之也之也之也之也之也
右之也之也之也之也之也之也
右之也之也之也之也之也之也

三月五日

英吉利人へ返書

總利右泥亞シヤルセダフール兼

フシユルセ子ラール

エキセルーシール

イシントシヨニール

芝園才四月六日附書猶若ぬ封も原

中秘以件より弟より早速

大君殿中結通す事候と軍艦を以て落

摩園。芝園へ夫々談判の何れんよの由も

今文列。希備を其まを待致と弟より件

よ義秋心より情と取知と以ておまゝ右の

一筆を芝園の意害を起し一層の苦言を

重んずる石和を醸し場而この世にも我

乃割友も芝園書おし由都合。原わりの

深く痛んたる事おまゝ右後摩園軍艦

若後才んよの如く見合振込。成む一筆

政府におきて南首持文。既意を打ふま
増く主和を望むる意は松平重忠に分曉
高田乃士官一名亦胆を破るに需む意
賢く向備先以
大君陛下に公上上回轉及の趣けきも不
取敢返書奉付候。入合御見詳之

文久三年二月廿二日

松平重忠

井上内助

一月廿二日 松平重忠 奉付 達

河内書

此度神奈川表渡来の英國軍艦
水師提督薩島吉右衛門が
夜候に船回を公使より立寄る
人接待奉命し船を公使に修理奉
家奉行に達す

横濱法船一寫

本止古の法船史等、其の拾の程、是
古の名色を述、不及成文、概に、
以、概に、傳、海、若、早、市、中、院、漢、
了、法、船、の

二月十九日

一日、日、本、の、法、船、の、史、を、述、ぶ、に、
其、の、名、色、を、述、ぶ、に、及、ば、ず、
其、の、概、に、傳、海、若、早、市、中、院、漢、
了、法、船、の、

横濱の松子を見、来、著、て、説、ぶ、に、
其、の、概、に、傳、海、若、早、市、中、院、漢、
了、法、船、の、

神奈川道、其、の、概、に、傳、海、若、早、市、中、院、漢、
了、法、船、の、
然、に、其、の、概、に、傳、海、若、早、市、中、院、漢、
了、法、船、の、



Faint, illegible handwritten text in the background on the top right page.



Faint, illegible handwritten text on the bottom right page.

Main body of handwritten Japanese text on the left page. The text is written in vertical columns, starting from the right side of the page and moving left. The characters are in a cursive or semi-cursive style.

Faint handwritten marks or characters at the top left of the page, possibly serving as a header or date.

